

補助金の見直しについて（案）

1 見直しの趣旨

生駒市では、税収の落ち込みや社会保障関係費の増大等に起因して、厳しい財政運営を余儀なくされる中、行政改革推進委員会からの提言により策定した「行政改革大綱」及び「行動計画」に基づき、効率的で質の高い行政運営による市民サービスの向上に向けた取組みを進めている。

補助金については、行政改革推進委員会において、平成18年度には154件の個別検証を実施し、その提言に沿って一定の見直しが実施されている。平成19年度には補助金の個別検証において明らかとなった課題への対応策の提言を行い、それを踏まえた「補助金制度に関する指針」（平成20年10月）と、補助金交付手続のルールを定めた補助金等交付規則（H21.4.1施行）が策定された。

平成22年度には、指針において定められた定期的見直しを初めて実施し、改めて指針に沿った運用の徹底と、個別の補助金については再度の検証結果について提言を受け、次年度予算において一定の対応を行ってきたところである。

行政目的を効果的に達成する上で、補助金は、重要な役割を果たしてきたところであるが、直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であるという性質を踏まえ、客観的な公益上の必要性や補助効果、透明性の確保が強く求められる。また、前回提言においても指摘された長期継続補助金がいまだ多く見られ、「市民ニーズ」等の必要性について、定期的に検証していく必要があることから、3年ごとの見直しサイクルに沿って、個別補助金の検証を行うものである。

2 補助金制度について

(1) 補助金支出の根拠

地方公共団体の補助金については、地方自治法第232条の2が支出の根拠となっている。

地方自治法

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

「公益上必要があるか否か」については、当該地方公共団体の長及び議会が個別の事例に則し認定することになるが、この認定は全くの自由裁量でなく、客観的にも「公益上必要がある」と認められなければならない。

(2) 補助の定義

広義では、国から地方公共団体若しくは民間側等に対し、又は地方公共団体から他の地方公共団体若しくは民間等に対し、各種行政上の目的をもって交付される現金給付を指す。

地方自治法第232条の2の補助金は財政援助的な目的をもって交付される狭義の意味での補助金を指すものと解されている。

補助金等の支出に係る予算上の取扱いとしては、地方自治法施行規則の定めるところにより、「19節 負担金補助及び交付金」として次のように区分されている。

- ① 負担金 法令又は契約等に基づいて国、他の地方公共団体等に負担する経費。

② 補助金 特定の事業又は研究をする者に対し、その事業や研究の遂行を助成するために法令の規定に基づき交付するもの、又は公益上必要な事業、行為等に対する保護、奨励のために交付する経費。

③ 交付金 法令、条例等により、団体又は組合等に地方公共団体の事務を委託している場合に、その事務処理の報償として交付するもの。

なお、「13節 委託料」が法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、交付金は報償として交付される点で異なる。

(3) 補助金の支出手続

「生駒市補助金等交付規則」を制定し、H21.4.1から施行。(資料7参照)

- ・補助金等の交付の申請、決定、実績報告、交付その他補助金の適正な執行を確保するための手続を規定。
- ・行政改革推進委員会の提言を受け、補助事業終了後の実績報告書に、領収書及び契約書の写しを添付することを明確化(1件100万円以上は原本確認)

※ 上記の詳細は、資料5「補助金等のあらまし」参照。

3 これまでの取組

(1) 行政改革推進委員会による補助金等の個別検証【H18年度】

行政改革推進委員会に専門部会として「補助金等適正化検討部会」を設置し、154件の補助金を対象に検証を実施。

(検証結果)

区分	件数	18年度予算(千円)
廃止	18	33,128
見直し(縮小)	56	654,739
継続	80	627,132
充実(拡大)	—	—
計	154	1,314,999

(提言への対応状況)

【提言の実施状況】		市の対応状況			合計
		廃止	見直し	継続	
H18年度 提言内容	廃止	13	1	4	18
	見直し	9	34	9	52
	継続	7	11	59	77
合計		29	46	72	147

※ H18年度の総検証件数は154件であるが、このうち補助金としての支出を伴わない「使用料等の減免」などは除外している。

※ 「市の対応状況」の「見直し」には、行革委員会提言に則した見直しのほか、補助金交付総額の縮減など市による独自の改善も含まれる。

(2) 補助金交付の統一的なルールの方定

① 行政改革推進委員会による提言【H19年度】

前年度に引き続き、「補助金等適正化検討部会」を設置し、個々の補助金等の審査・評価の作業で把握された検証結果を基に、補助金を交付する際の統一的なルールとなる「補助金制度に関する指針（案）」を取りまとめた。

② 市による指針等の策定【H20年度】

行政改革推進委員会の提言に基づき、適正で透明性の高いシステムを構築するため、補助金交付の統一的なルールを策定。

- ・補助金制度に関する指針：補助金交付基準等からなる統一的な指針（H20.10月策定）
- ・補助金等交付規則：補助金の申請から支出までの手続を定める（H21.4月施行）

③ 補助金制度に関する指針のポイント（資料6参照）

市民福祉の向上に向けて、真に必要とされる補助金を効果的かつ公正に交付する仕組みづくりを実現するとともに、補助金制度全般における透明性の確保を目指す。

【補助金交付基準】

1 補助金交付の適否を判断する基準を設定

補助金の本質に立ち返り、次の4つの基本的視点から、補助金交付の適否を決定。

「公益性」・「必要性」・「補助の効果」・「補助内容の妥当性」

2 市が行う補助について一定の限度を設け、補助金額等を適正化

- ・団体運営費の補助は原則として3年を限度とし、事業費補助への転換を図る。
- ・事業の補助率は、原則として1/2を上限とする。
- ・定額補助金については、補助対象経費を明確化する。

3 補助事業に終期を設定し、定期的に見直す仕組みを導入

原則として3年の終期を設定し、定期的な見直しにより「継続」、「縮小・統合」、「廃止」の判断を行う。

【補助金の適正運用に向けた措置】

4 市民に開かれた補助金制度を構築します。

- ・外部審査機関を設置し、市民参加による補助金のチェックを行う。
- ・補助金の支出状況や定期的な見直しの結果をホームページ等で公表。

5 補助金支出の手続を統一化します。

補助金の申請から支出までの手続を定める補助金交付手続規則を制定。

(3) 行政改革推進委員会による補助金等の個別検証【H22年度】

行政改革推進委員会に作業部会を設置し、次のとおり3年サイクルに沿った各種補助金等の検証を実施。

① 審査の対象

H18年度での見直しを踏まえ、補助金等の全144件のうち「H18年度の提言で指摘された事項への対応がさらに求められるもの」等の基準に基づき、36件を検証対象として抽出。

② 検証の視点と審査方法

2つの作業部会を設置し、行政分野別による性質分類ごとに検証作業を分担。

検証に当たっては、「整理合理化の推進」、「行政と民間の役割分担」、「事業費補助の原則」、「補助の既得権化の防止」、「補助対象経費、積算基準の明確化」の5つの視点で、今後の補助金のあり方を示す総合評価（「継続」、「見直し」、「廃止」）を実施。

(検証結果)

区分	件数	22年度予算(千円)
廃止	9	213,558
見直し	18	315,267
継続	9	228,349
計	36	757,174

(4) 提言を踏まえた個別補助金の見直し

① 提言への対応状況

【提言の実施状況】		市の対応状況				合計
		廃止	見直し	見直しの 検討継続	現行どおり	
H22年度 提言内容	廃止	3	4	2		9
	見直し		13	1	4	18
	継続	1	3		5	9
合計		4	20	3	9	36

資料8 「補助金等の見直しに関する提言書【平成22年度】」

資料9 「平成22年度行政改革推進委員会提言への対応状況_H25年度予算時点」参照

② 主な補助金の見直しと財政効果

19年度	24件	41,397千円
20年度	22件	43,684千円
21年度	23件	56,013千円
22年度	14件	77,371千円
23年度	16件	12,343千円
24年度	21件	42,025千円
25年度	29件	59,425千円
効果額単純合計		約3億3,200万円

資料10 「補助金の主な廃止・見直し一覧」参照

4 補助金の現状

- (1) 補助金総額の推移
- (2) 行政分野別の補助金額
- (3) 交付先別の補助金額
- (4) 創設年度別の状況

資料11 「補助金の現状に関する資料」参照

5 検証の基本的な考え方等

(1) 検証の視点

補助金制度に関する指針に則り、次のような視点で補助金の個別検証を実施。

① H22年度の見直しに対する対応の確認

H22年度に実施した見直しでの本委員会からの指摘に対する対応状況の確認を行う。

② 事業費補助の原則の確認

運営経費に対する補助から補助金制度に関する指針において原則として明記されている特定の事業実施への補助を行う事業費補助への転換の状況について確認を行い、個々の団体等に対する補助金等の交付について、事業費補助への転換について検証する。

③ 補助の既得権化の抑止

長期にわたり継続している補助金等交付の既得権化を防ぎ、また、市民ニーズや社会情勢の変化などに対応するため、補助金制度に関する指針に基づく、原則3年の終期設定状況について検証する。

④ 補助金交付の効果の検証

補助金等の交付による効果が認められ、交付に見合う効果が期待どおりに現れているかを検証する。

⑤ 補助対象経費、積算基準の明確化

補助金の対象経費、積算基準、補助率等について、その明確化の状況と妥当性について検証を行う。

(2) 検証の対象

資料12「平成25年度予算 補助金等一覧」に掲げる補助金（※）のうち、次に掲げる基準を総合的に勘案し、市が主体的に個別検証の対象とする補助金を抽出する。

※予算科目「負担金、補助及び交付金」のうち、負担金を除いたものである。

※市が単独で支出し、補助金と同等の性質を持つ「扶助費」を含む。

－高齢者交通費助成：社会的弱者に対する生活・経済支援の側面よりも、特定の事業や活動の援助を重視して交付されている

- ・H22年度の提言で指摘された事項への対応がさらに求められるもの
- ・経常的な補助金で、H25年度の予算額が概ね300万円以上のもの
- ・創設後、10年以上が経過しているもの
- ・事業への補助ではなく、団体等の運営補助の性格が強いもの
- ・補助金の対象経費、積算根拠等が明確とは言い難いもの
- ・補助率が1/2を超えるもの
- ・その他特に検証の必要があると認めるもの

【検証の対象外とするもの】

- ・法令等により補助の実施が義務付けられているもの
- ・国、県等の補助金を財源とする補助金で、市の負担が義務的であるもの
- ・他の自治体との協議等により、市の負担が決定しているもの
- ・H22年度の提言に基づき、一定の見直しがなされていると判断されるもの

【現時点での検証対象の素案】

◆補助金の総件数（H25年度予算）：139件

◆検証対象とする補助金（見込み）：約20～25件

－上記の基準を踏まえて暫定的に抽出した検証対象の案：資料12「平成25年度予算 補助金等一覧」に“○”印を付したもの（現在の素案：10件）

－これを標準とし、委員会の意見等も踏まえて再度見直し状況等を精査の上、次回の会議で最終的な検証対象を決定。

(3) 検証の内容

検証対象とした補助金について、補助金制度に関する指針において策定した「補助金交付基準」に基づく検証・評価を実施する。

【補助金交付基準】

検証項目	検証内容
公益性	・ 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。
	・ 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。
	・ 市の基本的な政策方針に合致しているか。
必要性	・ 市が関与する妥当性はあるか。
	・ 補助金の交付以外の代替策はないか。
	・ 当初の目的を達成していないか。
補助の効果	・ 補助金の交付の効果が認められるか。
	・ 補助金額に見合う効果が期待できるか。
補助内容の妥当性	・ 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。
	・ 補助金の使途は目的に沿ったものか。 ※交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものは対象外
	(団体運営補助の場合) ・ 団体等の財務状況を検証しているか。 ※団体等の決算において、繰越金・剰余金等が単年度の補助金額を超えていないこと。 ※多額の積立金、基金等を有していないこと。 ※自主財源の確保及び効率的な運営への努力がなされていること。
	・ 団体等の会計処理や使途は適切か。 ※団体等において適正な監査機能を有していること。 ※補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分されていること

【作業部会の設置】

一定数の補助金を個別に検証する必要があることから、本委員会に2つの作業部会を設置し、交付先による性質分類ごとに検証作業を分担する。

(作業部会の構成案)

第1作業部会	学識経験者1・団体代表1・公募市民2
第2作業部会	学識経験者1・団体代表1・公募市民2

※検証対象となる補助金の決定後、次の会議で各委員の所属先を調整

【検証の手順 (案)】

①検証対象補助金の所管部署による自己点検

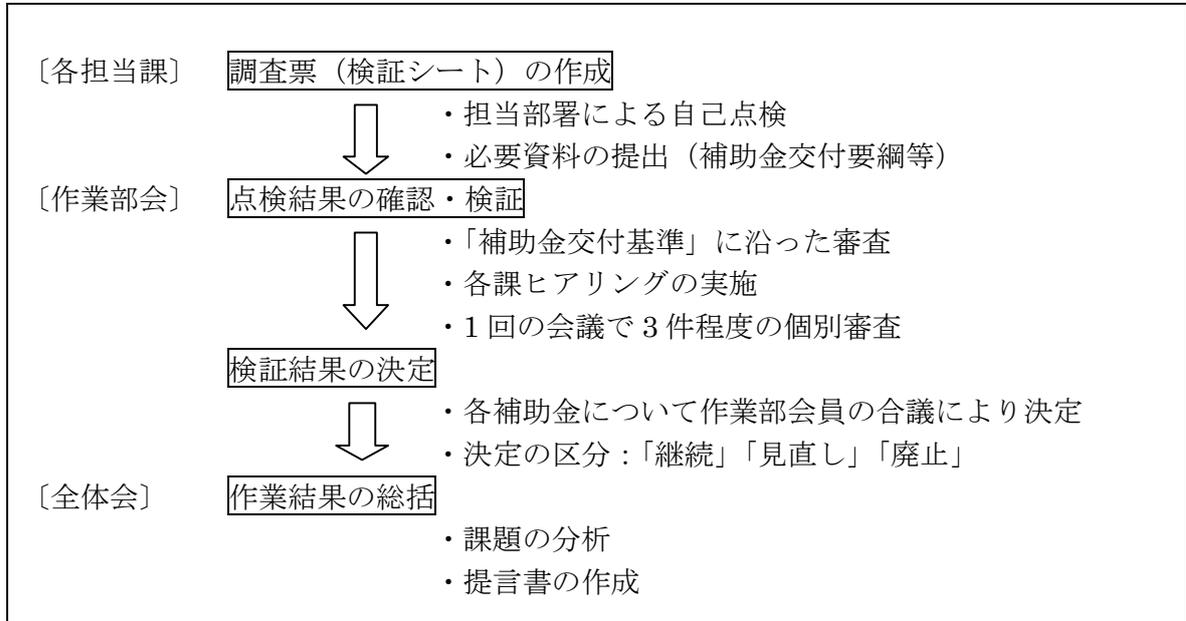
各補助金の基本データのほか、必要性、公益性、妥当性等を所管部署が自己点検の結果を記載した調査票（検証シート）を作成

※補助金の個別検証において使用する調査票（案）については、上記の補助金交付基準を踏まえて作成し、次の会議において提示。

(参考)：「H22年度の専門部会で使用した検証シート」(H22年度提言 P60～63)

②作業部会による検証 (1件当たり 30分程度)

- ・担当課ヒアリングの実施
- ・ヒアリング結果等を踏まえた協議
- ・総合評価の決定 : 「継続」 「見直し」 「廃止」
- ・コメントの決定 : 特に指摘すべき事項や意見がある場合



6 検証のスケジュール (案)

時期	回	協議内容等
4/18 (木)	①	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の現状確認 ・検証の進め方、スケジュール等について
5月下旬	②	<ul style="list-style-type: none"> ・検証対象となる補助金の確定 ・作業部会の所属決定 ・「調査票 (補助金等検証シート)」の決定
		<ul style="list-style-type: none"> ・各担当部署による調査票 (検証シート) の記入
7月中旬 ～	③～ ⑥	【作業部会の開催】: 個別検証作業の実施 4回程度 (1回約3件)
9月下旬	⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・検証作業の総括 ・提言書案の検討
10月中旬	⑧	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書案の決定、提出

※上記は考えうるスケジュールの一例。対象件数、進捗等を踏まえて適宜調整を行う。